

ページ	段	行
六六	一	一
上	二	二
終りから	三	三
一八	四	四
港湾では	五	五
港湾において	六	六
港湾では	七	七
港湾において	八	八

正 誤

令和七年十月一日(号外第二百二十号)国土交

通省告示第九百十七号(港湾の開発、利用及び保  
全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針)

(原稿誤り)